

# 2014年度(第64回)北海道倶楽部対抗競技

開催日：2014年8月20日(水)・21日(木)

本競技においてはこの競技の条件・ローカルルールと日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。

## 競技の条件

### 1. 参加資格

競技者は競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

### 2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 3. 使用球の規格

競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

### 4. プレーのペースについて(ゴルフ規則 6-7 注 2)

各ホールでのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合(アウトオブポジション)、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

※アウトオブポジションに該当しなくても遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定の競技者のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくても、その競技者に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

#### (1) アウトオブポジションの定義

次の両方に該当したとき、その組はアウトオブポジションとなる。

(a) あるホールでのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間を越えた場合。

(b) 第2組以降の組では、前の組との間隔が1ホール以上(パー4のホールを基準)空いた場合。

#### (2) アウトオブポジションとなった組に対する措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、委員会はホールとホールの間でその組全員に、アウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各競技者のすべてのストロークに要する時間を計測することを通知する。

委員会がその組の各プレーヤーのストロークに要する時間を計測し、(3)の許容時間を越えた場合、競技者に(4)の罰則が適用される。

例外: 特別な事情(ルーリングや紛失球等)があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的な時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

#### (3) ストロークに要する許容時間

原則: 40 秒

例外: パー3ホールにおいて最初にプレーする競技者、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーする競技者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする競技者のショットの許容時間は50秒とする。

注: ストロークに要する許容時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。

#### (4) 罰 則

バッドタイム 1 回目 : 競技者は委員会によって(許容時間をオーバーしていることを)警告され、さらにバッドタイム(許容時間をオーバーしていること)となった場合には罰が課せられることを告げられる。

バッドタイム 2 回目: 1 打の罰

バッドタイム 3 回目: 更に 2 打の罰

バッドタイム 4 回目: 競技失格

注: アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のバッドタイムの回数は持ち越す。

## 5. 競技成立の条件

天候、その他の事情により、6コースあるいは一部のコースが2ラウンドの競技が完了しない場合の処置。

- (1) 全参加クラブの選手8名の内7名が最低1ラウンドのプレーが終了しなければ、競技は不成立とする。
- (2) A、B、Cグループの各2コースの競技成立の状況が異なる場合
  - ①両コースとも1日だけプレー可能の場合  
1ラウンドで競技成立とする。
  - ②1コースは2日間プレー可能だが、1コースは2日間ともプレー不可能の場合  
プレー可能であったコースでプレーした競技者7名のスコアで競技成立とする。
  - ③1コースは2日間プレー可能だが、1コースは1日だけプレー可能の場合  
2ラウンド完了した競技者4名と1ラウンドだけプレーした3名のスコアで競技成立とする。  
この場合、2ラウンド完了者に競技失格があったときはそのチームは失格とする。
  - ④早朝の天候不良などで、午前中の部のスタートが遅れた場合  
午後の部の競技終了が不可能と判断した時点で、午後の部の競技をキャンセルする。
- (3) 競技開始時刻の変更による競技成立の時限
  - 第1日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。
  - 第2日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。
- (4) その他の状況が生じた場合、委員会が決定する。

## 6. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。  
1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**となる。
- (3) プレーの中断と再開の合図について  
本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

## 7. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。  
この条件の違反の罰は、次のホールに2打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

## 8. 移動

正規のラウンド中、競技者はコース内に設置してあるマンリフトを除き、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。但し、キャディーの乗用を認める。  
この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181p 参照)

### 【札幌国際 CC】

※No16(BコースNo7)～No17(BコースNo8)ホール間に設置してある乗用カートは、使用することができる。

### 【札幌エルム CC】

※No1～No2ホール間、No17～No18ホール間に設置してある乗用カートは、使用することができる。

### 【札幌南 GC】

※コース内に設置してあるマンリフトは、使用することができる。

## 9. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則 177p 参照)

## 10. スコアカードの提出

本競技においては提出ボックス方式を採用する。(2014-2015 ゴルフ規則裁定集 115p 6-6c/1 参照)

## 11. 競技終了時点

本競技は、各会場で最終日に全員のスコアが掲示された時点をもって終了したものとみなす。

## 札幌ゴルフ倶楽部(輪厚)

### ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭の内側の地表レベルの点で定める。(定義 40)
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
  - (a) 張り芝の継ぎ目;規則付 I (B)4e を適用する  
スルーザグリーン<sup>®</sup>の張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は、**修理地**とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。  
球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。(ゴルフ規則 163 ページ参照)
3. No8、No9、No15 ホールの間の青杭で標示してある育苗地(ナセリー)はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったり、スタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則 25-1b(i)を適用しなければならない。  
なお、No8 ホールのプレー中に上記の障害が発生した場合、指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。  
このローカルルールの違反の罰は 2 打。
4. No17 ホール右側の防球ネットは、周囲を白線で囲んで修理地(スルーザグリーン)内としているので、プレーヤーはゴルフ規則 24-2b(i)もしくは 25-1b(i)の救済を受けることができる。
5. 次のものは動かさない障害物とする
  - (a) 排水溝
  - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - (c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
6. 次のものはコースと不可分の部分とする
  - (a) 川・池縁保護のための擬木・石。
  - (b) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。(巻網など)
7. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

### 注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. ゴルフ規則 8 の「注」記載の『アドバイスを与えることのできる者の指名』は競技の条件の中に記載されていない。
4. 正規のラウンド中、競技者はストロークをしたりプレーする上で、競技の援助となるような情報が得られる携帯電話などを使用すれば、ゴルフ規則 14-3 の違反(競技失格)となるので注意すること。
5. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、スタート前の練習は 1 人コイン 1 枚(30 球)を限度とする。
6. No17 ホールの落下地点の安全確認およびプレーの促進のためフォアキャディーを配置し、旗によって連絡する。  
赤旗 : 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)  
白旗 : 落下地点が空いているのでプレーしてよい。

競技委員長 今井 國雄